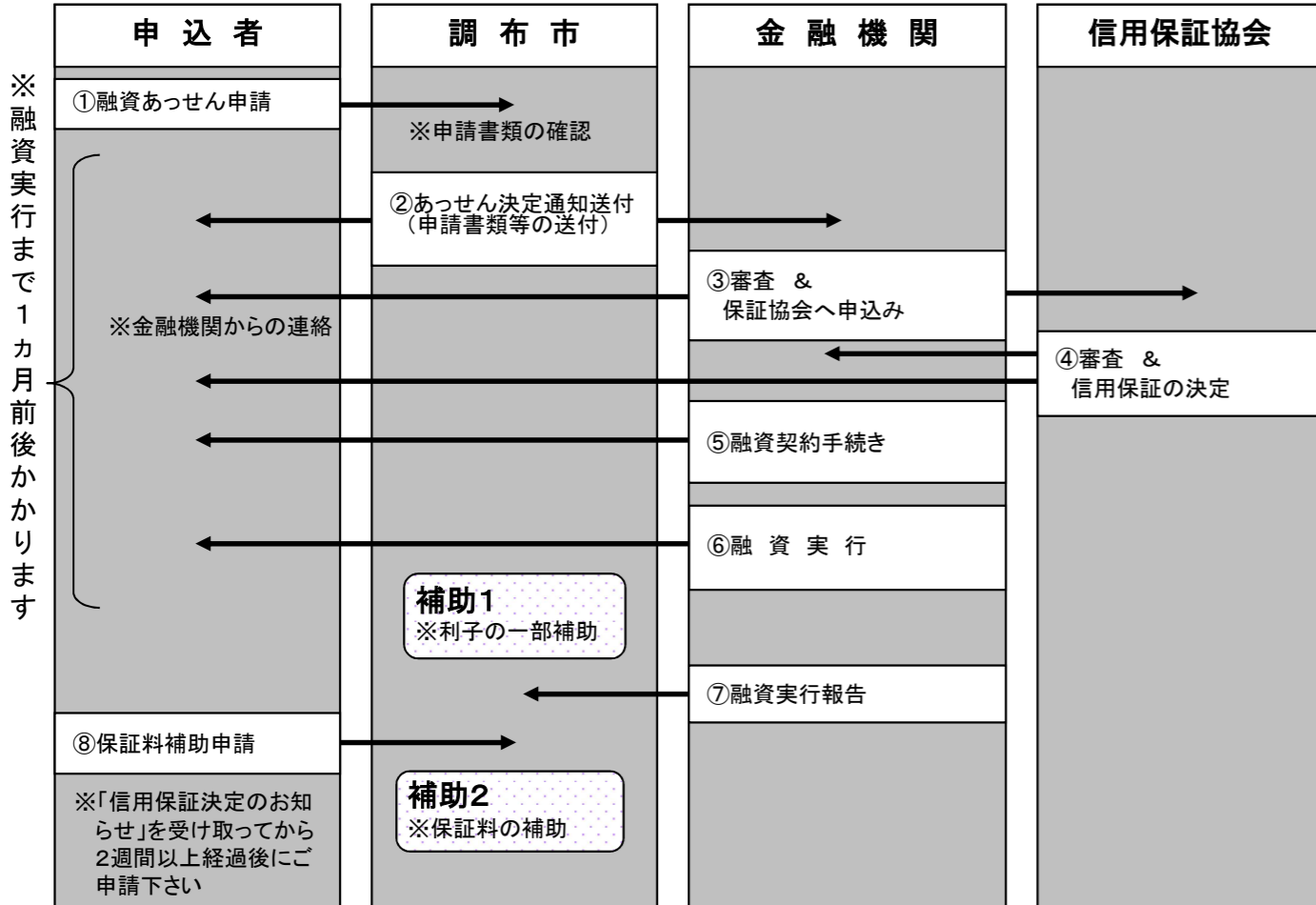


●申込みから融資実行まで



【補助1】利子の一部補助は、金融機関に利子の一部を補給することで、申込者に低利率で融資実行できる仕組みです。

なお、調布市から転出された場合は利子補給を取りやめますので、あらかじめご承知おき下さい。

【補助2】保証料の補助は、融資実行後、保証協会から送付される「信用保証決定のお知らせ」を受け取ってから2週間以上経過後に、調布市市民プラザあくろす3階 産業労働支援センターまでお越しください。

※信用保証協会とは 【東京信用保証協会 立川支店 042-525-6621】

中小企業が金融機関から資金の融資を受けようとする場合、その事業者の債務保証人となってその借入を容易にし、中小企業の育成を支援する機関です。

●融資を受ける先を下記の特定金融機関からお選びください。※受付は一か所に集約している支店もあります

| 銀行・信用金庫 | 電話番号 | 信用金庫 | 電話番号 |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| みずほ銀行調布支店 | 042-484-2211 | さわやか信用金庫多摩川支店 | 042-483-4011 |
| みずほ銀行調布仙川支店 | 03-3300-3331 | 芝信用金庫仙川支店 | 03-3308-8171 |
| 三菱UFJ銀行調布南支店 | 042-487-7111 | 東京三協信用金庫調布支店 | 042-483-6511 |
| りそな銀行調布支店 | 042-486-5151 | 西武信用金庫柴崎駅前支店 | 042-482-8181 |
| 山梨中央銀行調布支店 | 042-485-5211 | 昭和信用金庫多摩川支店 | 042-481-6211 |
| きらぼし銀行調布支店 | 042-482-9131 | 昭和信用金庫つつじが丘支店 | 042-482-0211 |
| きらぼし銀行烏山支店 | 03-3308-6611 | 昭和信用金庫三鷹支店 | 0422-47-3131 |
| 三井住友銀行調布駅前支店 | 042-488-6321 | 多摩信用金庫調布支店 | 042-482-6121 |
| 三井住友銀行国領支店 | 042-483-3131 | 多摩信用金庫調布北口支店 | 042-482-8176 |
| 三井住友銀行つつじヶ丘支店 | 042-482-6105 | 多摩信用金庫武蔵境南口支店 | 0422-32-2221 |
| さわやか信用金庫調布支店 | 042-482-6193 | 多摩信用金庫三鷹下連雀支店 | 0422-44-2121 |

●本制度をご利用された方について、調布市産業労働支援センターの経営アドバイザーが事業所をご訪問させていただくことがあります。

●センターでは、経営アドバイザーが、経営課題を解決したい方をサポートしています。(予約制)

融資のお申込みは
産業労働支援センターまで

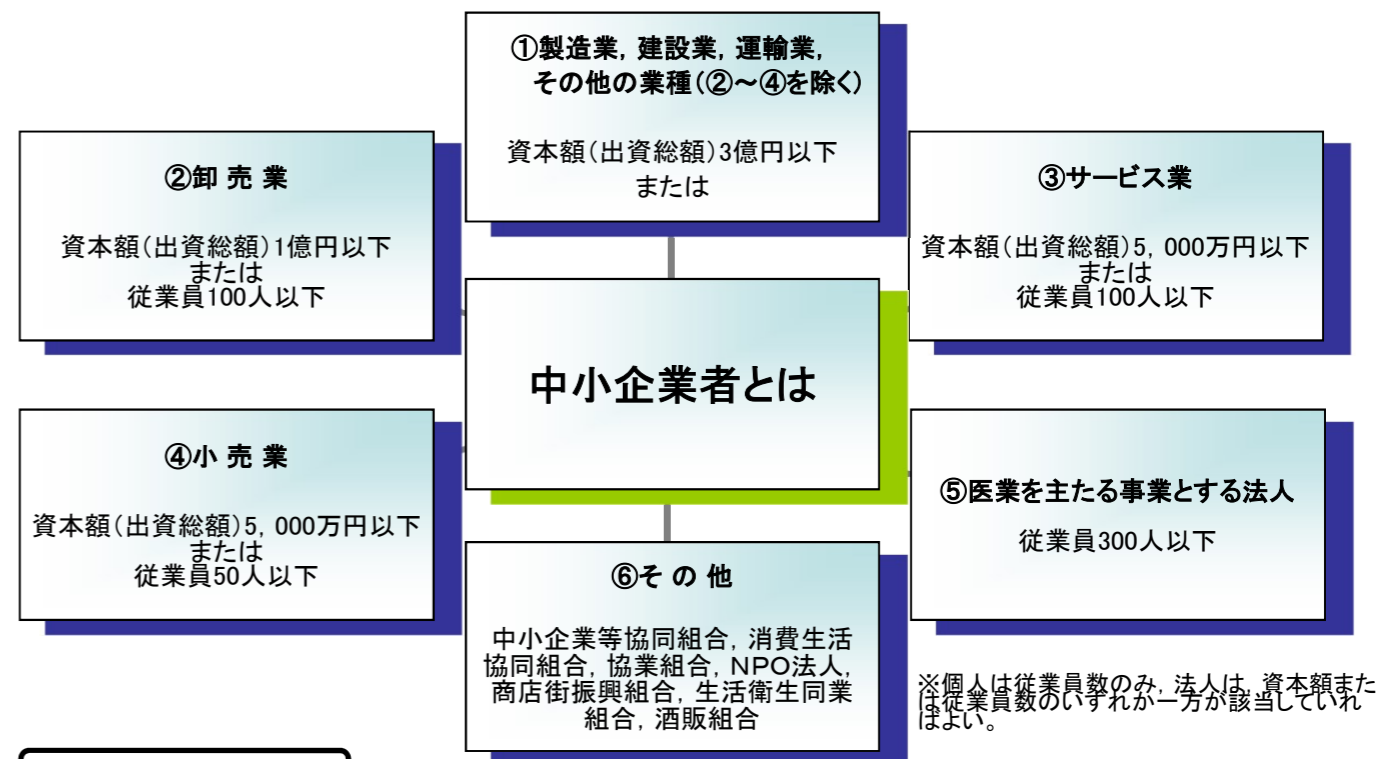
調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
TEL:042-443-1217

令和6年3月26日現在

調布市 中小企業事業資金融資あっせんの ご案内

普通融資資金

調布市では、市内中小企業者の皆様が、
事業経営に必要な事業資金を有利な条件で受けられるよう、
特定金融機関に**融資あっせん**を行っています。
ご利用いただくことにより、利子及び信用保証料の一部を
補助しております。



手続き・問い合わせ

調布市国領町2-5-15調布市市民プラザあくろす3階 産業労働支援センター
受付時間:8時30分~17時15分 TEL:042-443-1217
※土・日・祝日は受付していません 休館日:毎月第3月曜(祝日の場合は翌日)

中小企業事業資金融資【普通融資資金】 ※事前予約制

●ご利用できる方【融資あっせん要件を備えている中小企業者にご利用できます。】

| 融資あっせん要件 | 資金の種類 | 資金用途 | 融資限度額 | 償還期間 | 融資利率 | 連帯保証人 |
|---|---|---|-----------------------|---|--|---|
| <p>※(1)～(5)の要件を満たす方</p> <p>(1)個人の場合は、市内に住所を有すること。法人の場合は、登記上の本店所在地を市内に有すること。</p> <p>(2)都内又は東京都に隣接する県内に事業所を有すること。</p> <p>(3)東京信用保証協会の保証対象業種を1年以上営んでいること。</p> <p>(4)納期の経過した市税を完納していること。</p> <p>(5)法人にあっては、代表者を連帯保証人として立てられること。</p> <p>(6)融資あっせんを受けた資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有すること。</p> <p>※下記該当者は小口零細企業保証制度(調布小口)でのあっせんとなります。</p> <p>(1)全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。</p> <p>(2)常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。</p> <p>※宿泊業、娯楽業は20人以下</p> | <p style="text-align: center;">運転資金</p> | <p>原材料・商品の仕入資金、 人件費等の流動資金</p> | <p>1,500万円</p> | <p>84ヶ月(7年) 以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> | <p>長期プライムレート利率</p> <p>・申請者と金融機関で締結する融資契約の融資実行日の利率となります</p> <p>・融資利率決定後は、返済期間中の利率変動はありません</p> <p>※融資契約の融資実行日とは、融資金額が口座に振込まれた日となります。</p> | <p>※法人の場合のみ必要です。 代表者の方を保証人として立てていただきます。</p> <p>(1)東京都内又都内に隣接する県内に住所を有していること。 ※隣接する県: 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 山梨県</p> <p>(2)既に納期の経過した市(区町村)税を完納していること又は市税が非課税であること。</p> <p>※保証協会又は金融機関の審査により、必要に応じて連帯保証人を立てていただく場合がございます。</p> |
| | <p style="text-align: center;">設備資金</p> | <p>①店舗増改築、店内施設の設置 ②機械類の購入及び修理 ③工場施設の改善 ④従業員の福利厚生施設の設置及び修理 ⑤組合の共同施設の設置、改善及び修理 ⑥店舗、工場又は営業所等の建物の賃借に係る敷金・保証金・権利金(※賃料・礼金は運転資金とする) ⑦事業に必要な車両の購入 ※既にお支払い済みの場合、設備資金として申請できません</p> | <p>1,800万円</p> | <p>84ヶ月(7年) 以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> | | |
| | <p style="text-align: center;">運転・設備併用資金</p> | <p>運転資金及び設備資金の内容にあてはまる資金</p> | <p>1,800万円</p> | <p>84ヶ月(7年) 以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> | | |

●融資利用者への補助

1. 利子の一部を補助

上記融資利率【長期プライムレート利率】のうち、申請者の利率は下記の本人負担利率となります。
【本人負担利率: 融資利率 × 1/2】 ※差額分については市が金融機関に利子補給いたします。

2. 信用保証料の補助

信用保証協会に納めた保証料の**2分の1**を補助いたします。
※繰上償還により信用保証協会から保証料の返戻があった場合は、返戻額の全額または2分の1の金額を市へ返還していただきます。

- (1)東京信用保証協会の保証付き融資となりますので、融資が実行されるまでに金融機関及び東京信用保証協会の審査が必要となります。そのため、お申込みから融資実行まで**おおよそ1ヵ月前後**の期間を要します。
- (2)運転資金、設備資金、運転・設備併用資金のどの組み合わせでも**2口まで**お申込みが可能です。ただし、金融機関及び東京信用保証協会の審査によりご希望に応えられない場合がございますので、ご承知おき下さい。
- (3)2口の合計額が2口目の資金種類の融資限度額を超えられません。
 - 【例1】1口目に設備資金を300万円借入れ、その後、借入残高が250万円になった場合
2口目として運転資金を借入れようとすると、
運転資金の融資限度額1,500万円－250万円＝1250万円まで借入れることが可能となります。
 - 【例2】1口目に運転資金を1,500万円借入れ、その後、借入残高が900万円になった場合
2口目として運転・設備併用資金を借入れようとすると、
運転・設備併用資金の融資限度額1,800万円－900万円＝900万円まで借入れることが可能となります。
- (4)融資実行後、所在地・住所の移転や法人名・代表者名等の変更がございましたら、取扱金融機関までご連絡下さい。
- (5)繰上償還の方法は、一括償還とします。一部償還、融資実行後の償還期間の変更はできませんので、ご承知おき下さい。
- (6)個人においては住所、法人においては本店所在地が市内から移転した時は、利子の補助がなくなりますので、ご承知おき下さい。
- (7)資金用途が生活資金、住宅資金、投機資金、既存の借入金返済等の場合にはご利用できません。

| | 法 人 | 部数 | 個 人 | 部数 |
|---|---|------------------------|---|----------------------|
| 必 要 書 類 | ①申 請 書 【市所定様式】 | 2部 (1部本書, 1部コピー可) | ①申 請 書 【市所定様式】 | 2部 (1部本書, 1部コピー可) |
| | ②履歴事項全部証明書 | 2部 (1部本書, 1部コピー可) | ②住 民 票 | 1部 (本書のみ) |
| | ③直近の事業年度分の確定申告書(收受印付)及び決算書並びに勘定科目明細書の控え(税務署に申告済みのもの) ※電子申請した場合は税務署から送信された受信通知のコピーも添付すること | 2部 (2部ともコピー可) | ③直近の年分の確定申告書(收受印付)及び内訳書(青色申告決算書又は収支内訳書)の控え ※電子申請した場合は税務署から送信された受信通知のコピーも添付すること | 2部 (2部ともコピー可) |
| | ④法人の印鑑証明書 | 2部 (1部本書, 1部コピー可) | ④個人の印鑑証明書 | 2部 (1部本書, 1部コピー可) |
| | 【設備資金を申請する場合】 | 2部 (2部ともコピー可) | 【設備資金を申請する場合】 | 2部 (2部ともコピー可) |
| | ⑤見積書(有効期間内のもの。見積書の合計金額を超える設備資金の申請はできません) ※場合により、カタログ、店舗・工場等の増改築は平面図など必要 | 2部 (2部ともコピー可) | ⑤見積書(有効期間内のもの。見積書の合計金額を超える設備資金の申請はできません) ※場合により、カタログ、店舗・工場等の増改築は平面図など必要 | 2部 (2部ともコピー可) |
| | 【法人が調布市に移転して1年以内の場合】 | 1部 | 【住所を調布市に移転して1年以内の場合】 | 1部 |
| | ⑥前住所地での市、区都民税(法人都民税・道府県民税)等の納税証明書(非課税の場合非課税証明) | 1部 | ⑥前住所地での市、区都民税(道府県民税)等の納税証明書(非課税の場合非課税証明) | 1部 |
| | 【連帯保証人に関する書類】 | | | |
| | ※ 調布市在住の場合 | 1部 2部(1部本書, 1部コピー可) | | |
| | ⑦住民票 ⑧個人の印鑑証明書 | 1部 2部(1部本書, 1部コピー可) | | |
| | ⑨前住所地での市、区都民税(道府県民税)等の納税証明書(非課税の場合非課税証明) ※調布市に住所を移転して1年以内の場合 | 1部 | | |
| ※ 調布市外在住の場合 (都内又は東京都に隣接する県内以外の方は連帯保証人になれません) | | | | |
| ⑩住んでいる区市町村の住民票 ⑪個人の印鑑証明書 | 1部 2部(1部本書, 1部コピー可) | | | |
| ⑫市、区都民税(県民税)等の納税証明書(非課税の場合非課税証明) 【納期の経過した税の完納が把握できるもの】 | 1部 | | | |
| 上記書類のうち、次のものは【3ヵ月以内に発行されたもの】をご用意ください。 | | | | |
| 書類上の注意 | ②履歴事項全部証明書 ④法人の印鑑証明書 ⑦住民票 ⑧個人の印鑑証明書 ⑨⑫納税証明書(非課税の場合非課税証明) | | ②住民票 ④個人の印鑑証明書 ⑥納税証明書(非課税の場合非課税証明) | |

※申請時に市税に関する滞納の有無を確認します。市に納付情報が届くまで時間を要しますので、納付直後の方は領収書や通帳のコピーをお持ちください。

注1: 本人でない方(法人の場合は代表者でない方)が申請に来られる場合は、必ず委任状が必要となります。委任状がないと受付することが出来ませんので、ご注意ください。
注2: ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。